

「器量」と「器用」

来田隆

目次

はじめに

一、鎌倉時代以前の「器量」と「器用」

1、「器量」について

2、「器用」について

二、室町時代の「器量」と「器用」

1、「器用」の勢力の拡大

2、「器量」について

3、「器量」から「器用」へ

おわりに

はじめに

「器用」という語が『エソポのハブラス』の「尾長鳥と孔雀の事」で次のように用いられている。

○(前略)孔雀さし出て言ふは、「願はくは、我を帝王と仰がれよかし。とても各々の中に、わが器用(器用)に似た方々

もあるまい」と言ふ。その時、尾長鳥、「孔雀の仰せ、近比聞こえぬ次第ぢや。もし鶯などのやうなわやく人、我らに取り掛け、一大事に及ばせうずる時、貴所の、その翼の美しう光るばかりでは、防ぎ得させられまいぞ。生得人を治むる者は、その器用(*qiyô*)にはよらぬ。その身に備はる智才と、心の勇氣に窮まるぞ」と言うて、群集の前で散々に恥をかかせた。(482-483)

この「器用」の意味は、「下心」に、

○人民を司る者は、色身の美麗なばかりではすまぬ。尾長鳥の言ふごとく、賢才によるぞ。

とあることから、「色身の美麗なさま」に相当する《外貌》の意を表すことが知られる。

ところが、『日葡辞書』では「器用・器用人・器用ナ」が見出し語に立てられているが、そのいずれの解説にも《外貌》の意味の記述がない(カッコ内は『邦訳日葡辞書』の訳)。

○*Qiyô. Habilidade.* (技能に長つていふこと)

○*Qiyôjin. 1, qiyôna mono. Pessoa que tem habilidade, & engenho.* (熟練した腕前と才能をそなえた人)

○*Qiyôna. 1, qiyôjin. Pessoa habil, & de engenho.* (熟練した腕前と才能をそなえた人)

一方、「容姿や風采のよいさま」を表わす語としては「器量」があり、『日葡辞書』では次のように解説している。

○*Qiriô. Gentileza.* (優雅) 『*Hem, Boa disposiçào, boas partes, & habilidades.* (また、よい性質、すべれた才能)』

Qiriôna fito. Homem bem asombrado, & aptissoad. (容姿と風采のよい人) 『*Qiriô cotgara. Gentileza, & boa disposiçào, ou formade corpo.* (優雅なこと、よい性質、またはよい体つき)

室町時代に於いて「器量」と「器用」とが通用することがあったことは既に指摘されているところである。森田(一九七六)は、ムンテナーの『難語句解』に「*Qiyô, gintileza*; ——」とあることに関連して、*gintileza* と *gentileza* と同じく「優雅・上品さの意であつて人格・風采について用いられるということ」また、『日葡辞書』の「器量」の解説に *gintileza* が

用いられていることから、「器用」は「器量」と似た、姿形や風采のよさの意味を持つていたと説かれ、その実例として前掲の『エソポのハブラス』の「器用」をはじめ、『太平記』や御伽草子『猿源氏草紙』（器用骨柄）から引例されている。『エソポのハブラス』にはもう一例「器用」がある。「狗と馬の事」で、狗が主人から可愛がられているのをみた馬が自分も可愛がられようと狗の真似をして主人の口を舐ぶりなどしたところ、主人から打擲されて既に追い返されたという話であるが、その下心に、

○わが身の無器量な(Duginana)ことをば願みいで、人の器用(さむ)と、主人に愛せらるることを羨む者は、たちまち恥をかいて、退くものぢや。(45)

とある。大塚(一九八三)はこの「無器量」について、「和らげ」の「ブキリヤウナモノ、スクヤカニナイモノ、または、ミニクイモノ」に通うけれども、『和漢通用集』では「器量」に「人のこつがら也」、「器用」に「人躰こつがら也」と、ほぼ同意の注をあたえていて、この「無器量」も、「才能」とも「容姿にすぐれていること」とも取れると注しておられる。となれば、あとに続く「器用」も、「すぐれた容姿」の意ともとり得るわけである。また、大塚(一九九八)では、「容姿にすぐれている」意を表す「器用」の例を『四河入海』『毛詩抄』『玉塵』から引かれ、『宗安小歌集』の

○黄金庫取らうか器用のよい殿取らうか、いや、俺や、よからう、器用のよからう、貧な殿を(二二〇)

も「才能」とするよりも、「恰好よい」意とするのがふさわしいのではないかと説かれている。

室町時代に於いて、「器用」に「容姿・風采のよさ」を表す例の見られることは指摘されているのであるが、このような通用がいつから起こったのか、また、なぜそれが起こったのかとなると未だ十分明らかにされていないわけではない。本稿は、この問題について考察しようとするものである。従って、室町時代以前をその対象としている。

一、鎌倉時代以前の「器量」と「器用」

1. 「器量」について

「器量」は、栞(一九九六)によると『寧楽遺文』にその用例があり、奈良時代から用いられていた語である。今、『平安遺文』をCD・ROM版で検索すると、一一例の「器量」がある。例えば次のように用いられている。

○又於供僧職者、一期之剋扱其器量、可讓門弟也。(山城国長福寺縁起并資財帳 治承二年二月廿三日)

○但於預所者、門迹之中、以其器量者、可令知行之状、如件。(僧觀性寄進状 元暦元年五月十五日)

○就中於講經免者、器量之僧徒等、可令領掌之処、∴(肥前国留守所下文案 嘉応二年三月十日)

これらの「器量」はいずれも「特定の職務を果たすことのできる能力・力量」あるいは、「そのような能力・力量があるさま」の意を表わしている。

鎌倉時代に於いても、「器量」の用例の殆どは『平安遺文』の場合と同様の意味・用法である。鎌倉幕府法では次のように用いられている。

○一 未處分跡事 右且隨奉公之深淺、且糺器量堪否、各任時宜、可被充分矣。(平林治徳氏藏御成敗式目康永二年写 第二七条)

○右於寺務職者、以徳蘭功績之人、可被撰補之處、不謂器量、不願若臆、恣称有師範之讓、管領一寺。(追加法 鎌倉中諸堂別当職事 仁治三年十二月五日 141ペ)

○縦雖為師讓、不可被免許非器之輩、雖為器量之仁、不可被用濫僧之讓。(追加法 諸堂供僧等事 暦仁元年二月七日 105ペ)

○早任先御下知之旨、停止男女之相伝、可補器量之僧徒之由、普可被相触之。(追加法 富士下方内諸社供僧職

事 寛元二年十二月二日 153ペ)

これらの「器量」の意味については、『御成敗式目』に対する室町時代の抄物の記述が参考になる。例えば、東大総合図書館蔵『御成敗式目(注)』(池辺本)では、検非違使という官位について次のように解説している。

○(検非違使ト云官ハ…) 其外譜弟・器量・才幹・有職・近習・容儀・富有、此七徳ソナワリタル人ノ任スル官ナレハ、
関東ノ御一行ナシトモ、理運ナルベシ。(39オ)

検非違使の官たるべき資格の七徳のなかに、「才幹」や「容儀」とともに「器量」があげられている。「才幹」は「工夫の才があつて、よくつとめ励むこと」(邦訳日葡)の意であり、『能力』に近い意味であるゆえ、「器量」は単なる能力を意味するものでないことが明らかである。また、宣賢の『式目抄(古活字本)』では第二七条の「器量」を次のように解説する。

○器量トハ、君ハ君タル器ニ堪、臣ハ臣タル器ニ堪タルヲ云、仮令、管領ハ管領ノ器ニタヘ、守護ハ守護ノ器ニタヘ、尊卑共ニヲノく位ニ堪タル器量ト云、縦ヒ万能ニ達トモ、己カスヘキ業ヲエセスハ、非器ノ人也、又、諸芸ニ闇トモ、己カスヘキ業ヲヨクセハ、器量ノ人也。(中30ウ)

「器量」とは「器ニ堪へ」ることであつて、「縦ヒ万能ニ達」していず、「諸芸ニ闇」くとも、「己カスベキ業ヲヨク」することができる人を「器量ノ人」と言うのである。すなわち、「器量」の意味する《能力・力量》は、《その地位や役割を全うすることができるかどうかという観点からみた、能力・力量》であり、また、《それを持つているもの、あるいは、それがすぐれているさま》を意味する。『平安遺文』の例もこの意味に於いて理解できる。これを「器量(1)」とする。

武家家法や武家家訓に用いられている「器量」も鎌倉幕府法の場合と同じ意味である。

○一 召仕ハン者、縦世々マコ、ロニ□□□トモ、其ノ器量ニアラサラン者ニ、大事ヲ云合スヘカラス。(六波羅殿御家訓 2オ1)

○一 方々雑掌使節并結番等奉公事(略)右、或糺巡儀、或依所帶之分限、且就当座之器量可動仕。(宗像氏事書 正和二年正月九日 181へ)

○たゞしせんと四郎にちとうしきをハ、ゆつるといへとん、きりやうなきによて、さゑもんたらうちかひらほうこうといふ、きりやうあるによて、したいせうもんをそへて、ちとうしきをハ、ゆつりあたうところなり(青方覚尋讓狀

案 正応二年三月四日 鎌倉遺文二二二)

○一 十人社人毎月一度寄合、可掃治社壇、懈怠之輩者改易所職、可仰付器量之仁。(竹崎季長置文 正応六年正月二十三日 374へ)

鎌倉幕府法といった法制の文章、あるいはそれに準ずる武家家法や武家家訓を離れて、説話や歴史物語・軍記物語等に用いられている「器量」を見ても、その殆どは右と同じ意味であり、「器量(1)」が本源的意味であつたと考えられる。

○父王此器量ヲハカリテ、第三ノ皇子ヲ東宮ニタテ給ヒケリ。(愚管抄 45・10)

○マコトニ累世清花ノ人ナリトモ、器量ノ及ハサラムニハ氏ヲ継キ難シ。(十訓抄 上114・9)

○タトヒ自余ノ教法スクレタリトモ、ミツカラカタメニハ、器量オヨハサレハ、ツトメカタシ。(歎異抄 上235)

○彼周文繼躰器量御在、是又万機无雙人相御在。(妙本寺本曾我物語 一4才)

○若実ノ導師タルベキ器量ノ人、此一三人ノ外ニテ猶ヤ有ラン。(延慶本平家物語 上19・8)

しかしながら、用例は少ないけれども、「器量(1)」とは異なる意味の用例も見られる。

○笛のおん器量たるによ(ツ)て、此宮御相伝あり。(覚一本平家物語 上307・11)

○件の笛はおほぢ忠盛笛の上手にて、鳥羽院より給はられたりけるとぞ聞えし。経盛相伝せられたりしを、敦盛器量たるによ(ツ)て、もたれたりけるとかや。(覚一本平家物語 下222・1)

○淵瀬ヲワタル器量ノ馬ハウスミモヨモ劣ジ。(延慶本平家物語 下189・9)

「笛の名手」「淵瀬を渡ることのできる能力を持ったもの」といった意味で「器量」が用いられている。これらの「器量」は、「器量」(1)の《その地位や役割を全うすることができるかどうかという観点から見た》という意味特徴は無く、《その方面でのすぐれた能力や技能(を持つているもの)》の意となっている。これを「器量(2)」とする。⁽¹⁾

「器量」が単独で《外貌》を意味する例は未だ見いだしていないが、「ことがら」と連語になって用いられる「器量」がある。

○きりやう・ことがら・つらだましる、誠にいかめしげなるもの也。(保元物語 81・13)

○朝長生年十六歳、雲の上のまじはりにて、器量・ことがらゆふにやさしくおはしければ、刀のたてどもおぼえずして、…(平治物語 254・4)

「ことがら」という語については佐藤(二九七九)の考察があり、「ことがら」(後には「こつがら」と語形を変える)は「外から見た様子・品格」の意を表わす語であって、「みめ・ことがら」「器量・ことがら」と続ける場合は「人品」の意となるとされている。右の例でも「いかめしげなる」あるいは「優にやさし」と形容されていることから、いずれも外から見た様子を表すことが知られる。「ことがら」とともに用いられるにしても、鎌倉時代にすでに「器量」が《外貌》の意味を派生していたことが分かるのである。これを「器量(3)」とする。すぐれた能力を内に秘めておれば、おのずからそれが外面にもあらわれよう。「器量」の表す《外貌》は《内にもつているすぐれた能力のあらわれとしての外貌》の意である。⁽²⁾

2、「器用」について

鎌倉時代以前の文献では、「器量」の用例は容易に見出すことができるのであるが、「器用」となるとその用例は大変少ない。『平安遺文』に於いても「器用」は皆無である。

「器用」の早い例は、『日本国語大辞典』も引用している次の例である。

○既非器用自漏にモレたりメイ明時之祿に、年齢漸傾クテアル満頭霜雪に一半。(身延本本朝文粹 六208・6)

この「器用」の意味は「器量(1)」と異なるものではない。

鎌倉時代の文献でも「器用」の用例は少ない。「器量」は容易に見いだされる『鎌倉遺文』に於いても「器用」の例はごく稀である。それは次のような用法である。

○一、所役事、(略)猶以違犯者、召置下於寺家、可被補任器用之仁矣。(憲淳書状案 正応三年四月八日 一二三75ペ)

○一 経田分者、不勤社役者、神主僧相計器用之人、可持者也。(伊予岡八幡宮置文写 永仁五年十一月 二六74ペ)

○於下作職者、経寺僧滿遍評議、可付廉直之器用。(長賢寄進状 徳治三年二月 三〇240ペ)

○凡門資器用雖不同、慈育之志無偏候。(憲淳書状案 徳治三年九月 三〇333ペ)

いずれの「器用」も法制の文章に於ける慣用としての「器量(1)」と同意である。

その他には『保元物語』に次の例がある。

○我等五六人は皆一方の大將軍を承はるべき器用きようのわか者共が、をめぐと頸をのべて、…(137・9)

以上の如く、「器用」は平安時代から見られるものの、その用例は極めて少なく、「器量」の同義語としてその背後で細々と生きていたというのが実態のようである。

二、室町時代の器量・器用

1、「器用」の勢力の拡大

鎌倉時代までは「器量」が多用され、「器用」は稀であったが、室町時代になると様相が逆転して、「器用」が多用されるようになる。

今、使用頻度のみから概観するならば、抄物の場合は、総索引や『抄物資料集成』『続抄物資料集成』の要語索引等によれば、『百丈清規抄』『漢書列伝竺桃抄』『漢書列伝綿景抄』『史記抄』『古文真宝彦龍抄』『湯山聯句抄』『山谷抄』『中華若木詩抄』『毛詩抄』『中興禪林風月集抄』では「器用」ばかりである。「器量」と「器用」とを併用する抄物は『四河入海』『蒙求抄』『莊子抄』『京大本論語抄』と少数である。

キリシタン資料や狂言資料でも、『サントスの御作業』は「器量」4のみであるが、『エソポのハブラス』は「器量」1と「器用」3を併用する。『虎明本狂言』は「器用」のみである。

その他、『土井本太平記』は、「器量」5・「器用」9、『義経記』は「器量」3・「器用」1、『室町殿日記』では「器量」7・「器用」5である。『甲陽軍鑑』になると、「器量」2・「器用」14、『三河物語』では「器量」1・「器用」6となっている。ちなみに『御伽草子』では「器用」3のみである。

2、「器量」について

室町時代の文献に見られる「器量」も、鎌倉時代以前の「器量」の意味・用法は引き継がれている。そして、多くが次に掲げる如く「器量(1)《その地位や役割を全うするに足る能力・力量(を持っているもの)》の意であることも鎌倉時代以前と同じである。

○其方ハ随分ノ公輔器量モアルホトニトテアタヘタソ。必ス三公ニ成人トテ刀ヲ与ヘタソ。(蒙求抄 六八ウ12)

○されば学問の間年を重ね給ふに従つて、器量(ひいり)正しく御人物に生ひ立たせ給ふ。(サントスの御作業 卷二90・200p)

○「そもく侍の中にも下部の中にも、器量(きりやう)の者やある。あの帆柱(ほしら)に上(り)て、薙鎌にて蟬の綱を切れ」とぞ仰せられける。(義経記 177・11)

○(第三の宮は)せうちんしんわうの御もんでいとならせ給ひて、一をきいて十をさとる御きりやう、よに又たくひもなかりしかは、…たえなんとするゑみやうをつかんと、たゝこのもんしゆの御ときなるへしと、(土井本太平記 一四ウ)

○我其——杓ハ、小器也。我器量浅見ヤスキニヨテ、吾ヲ尊フ歟。(莊子抄 四23オ9)

○「幼くおはせし時より、器量も悪しからず見えしにつけても、あはれ、門塵をも継がせ、朝廷にも仕えさせばよとこそ思ひしかども、…」(あしびぎ 71・14)

しかしながら、後述するように、鎌倉時代以前の法制の文章に於いて(1)の意で多用されていた「器量」は、室町時代の法制の文章では「器用」と交替しているのであって、『塵芥集』に、

○一 ちゆちしきさたまらざるいせん、ししやうさうせいのおとの事、かつハその人のきりやうにより、かつうハしゆこのはからいたるへき也。(137ペ)

とあるのは例外に属するのである。

室町時代になると(1)の意の「器量」は文章語的性格を持つに至つたようであつて、『甲陽軍鑑』には「器量」(二例)と「器用」(一四例)とが用いられているが、「器量」の二例はいづれも、

○一、人召^{メシ}使^{ツカフ}様、依^{ヨツテ}其器^{ソノキリ}量^{リヤウ}用^ニ所^レ可^キ申^シ付^ツ事。(典廐九十九ヶ条之事 一41ウ6)

の如く、漢文体の法制の文章に見られる。また、『三河物語でも「器用」六例に対して「器量」が一例用いられているが、それも、

○第二之御子おバ、惟仁^{コレヒト}之親王と申キハ、未イトケナクラハシマス。(略)かれハけいていあひぶんのきりやうなり。

(一8・4)

の如く、「継体相分」といった硬い表現とともに用いられている。

次に、「器量(2)」《その方面でのすぐれた能力や技能を持つているもの》の意を表すものとしては次のような例がある。

○座頭恩一來先日了庵和尚拳達也、尾張国者也、生年廿四歳、六歳之時病眼盲了、自十二歳之年在京云々、平家器量之者也(実隆公記 永正三年一月一七日 四〇七p)

○統秋来、景範羯鼓器量之間、大概相伝之由語之(同右 永正三年一月三日 四下646p)

○新樂ハ不出来、笙ト手跡ハ器量ニテ、(教言卿記 応永一六年二月一日 三74p)

「器量(2)」は次のような複合語も生んでいる。

○将欲劍——以劍為譬也。言一命ハ輪ニマイラセラク也。公如此クチキリヤウニ云トモ、ナンホウノコトヲカシタサンスラン。(杜詩統翠抄 二3オ10)

さて、室町時代の文献に於いては右に掲げたような「器量」(1)(2)の用例が少ないのは、後述のように「器用」がそれに替わって用いられるようになったためであるが、その背景には口語の世界では「器量」が《外貌》の意を表す語として広く用いられるようになっていたためということが考えられる。

鎌倉時代の「器量ことがら」は、室町時代なると「器量骨柄」という形としても用いられている。

○こゝにしまつ四らうと申しは、大ちからのきこえあつて、まことにきりやうことから、人にすくれたりければ、御大事にあひぬへきものなりとて、(土井本太平記 十35ウ)

○此弥三郎と申は、みめかたち清やかにきりやうことがらいかめしくおはしけるが、幼き時より酒を好みて多く飲み給へり。(伊吹童子 上188・2)

○このジョセフは心すぐなるのみならず、器量骨柄(Orio cotara)ならびなく、容顔ことにすぐれたる形にて天命にかなへる人なれば、行住坐臥に至るまで天の助けにもれ給はず、才智能芸一つとしておろかなることなき人なり。

(サントスの御作業 卷二15・165p)

○やかて対面あつて御覧するに、先きりやうこつからいかめしく、見事なる器体かなとそおほしにける。(室町殿日記 下261頁)

「器量骨柄」は、『和漢通用集』には「骨柄こつがら 器量きりょう——也」とあつて、「骨柄」と同意であることが知られる。右の例も《風采・体つき》を意味することは明らかである。『日葡辞書』では「Cotgara. Feição, ou compostura da pessoa. (人の風采、または、からだつき)」と解説しながら、「器量こつがら」の方は「優雅なこと、よい性質、または、よい体つき」(前掲)としているが、「優雅なこと、よい性質」は構成要素の「器量」の意味に引かれたものであろう。

「器量こつがら」は前代から用例があつたが、室町時代になると、口語の世界では「器量」単独で《外貌》の意を表すことが普通になつていたと考えられる。枝賢の『式目抄』では「器量」を次のように解説している。

○器量トハ、君臣上下トモニ、其ノ器ウツハモノニカナヒタルヲ、用ラル、ナリ。常ニ容儀ヨウギヲ云ハ理ニカナハス、容貌ヨウバウアシクトモ、心ノ堪能カシクノ不堪カクトヲ以テ、器量トイヒ、不器ト云ナリ。スカタ、カ、リハアシクトモ、君ハ君タル御心マシマスヲ器量ノ主君ト申シ、臣ハ、臣タル道ニ心ヲソメテ、臣タル理ニヨク叶タルヲ器量ト云ナリ。器量アリテ君ヘ忠勤アルモノナラハ、遺財未処分モ重ク充行ナハルヘシ。(60ウ)

この解説は、「器量」が i 「容貌」のみではなく、ii 「スガタカカリ」すなわち「体つき」の意を表すものであつたことを示している。「立派な体格」と言へば一般には「背が高い」ということであらう。

○器量トハ、今ハ人ノセイ高ヲ云ト斗心得ル甚非也。我家ノノ職ヲヨクスル者ソ。器量ニ堪タル者ト云ソ。イカニ諸芸ニ達シタリトモ、我家ノ事ヲエセスンハ、不堪カク器量きりょう者ソ。諸芸ニハ一向不達トモ、我カ本ノ能ヲタニヨクセハ、所領等ヲモ可讓也。(清原業忠貞永式目聞書 395頁)

○器量——此器量トハ、セイ高クヨイ男ヲ云デハナイソ。君臣上下共ニ、其器ニ堪タルヲ云。(陽明文庫蔵和朝論鈔 25オ)

という解説もある。けれども中核の意味が「風采・体つき」であることは、

○セイノミシカウ、キリヤウノ小ナヲ侏儒ト云フ。(玉塵 一五三才)
 のような用例によつて知られる。

i 「容貌」の意の「器量」としては、すでに指摘のあるものの外に次のような例が挙げられる。

○ひたいをも御とり候て、ひんをも御つけ候ハ、一段のきりやうにて御座候處ニ、(吉川元春自筆書状 年未詳 吉川家(二) 402p)

○うたれたる者のそのなかに、器量きりやうよき首くびをかき切りてたかき所へ走りあがり、腹十文字にかき切りて、(師門物語 下 375・12)

○その上、器量きりやうな(quiróna)男と喧嘩して、あちから身を刺し殺さうとせられたれども、我は兵法の上手でござれば、とかく相手に夥しい二つ・三つの疵を付けまらした。(コリヤード さんげ録 32・35)

『さんげ録』の例は、形容動詞化した例として貴重である。大塚(二九八五)では、この「器量な」について、「強い男、『Robustus, valiente y robusto. へ勇氣のある、強い』quiróna」(羅西日)。日葡辞書は、「優雅、また、良い性質、すぐれた才能」とする。」と注を付しておられる。『羅西日辞書』は、「器量」が「体格が立派であるさま」の意であったがゆえに、その属性の一つとして「勇氣のある、強い」と解説したものと考えられよう。

形容動詞化した「器量」が述語に立って「(容貌・体つきが)りっぱであるさまである」という意を表す例もある。

○只今汝の見るリシコマは未だ妻女の定めもなければ、御辺を妻と定めんと思ふは、いかに？ これすなはちローマにおいてやごとなき人なり。ことさらその人物も器量きりやうに(quirón)して、究竟の美男なり。(サントスの御作業 卷一

277 122p)

次の「器量」も『外貌』を表すものであるが、i iiのいずれとも解し得るものである。⁽⁴⁾

○少きりやうのよき人、衣裝りやうこしなともの数寄にこしらへたる人を見ては、さしよつて、空ほめをし、又はあつこうなといひて、機を立させんとしゆくくになふりあなとりてとをりけり。(室町殿日記 233好喧嘩徒党之事 下255)

3、「器量」から「器用」へ

室町時代には「器用」の勢力が増大し、その意味・用法を拡大している。先ず、鎌倉時代に『御成敗式目』を初めてする法制の文章に用いられていた「器量(1)」は、『建武式目』を初めとする室町時代の幕府法に於いては「器用」が専ら用いられるようになっていた。

○一 諸国守護人殊可被_レ扱_二政務器用_一事(略)尤被_レ補_二器用_一者、可_レ叶_二撫民之儀_一乎。(建武式目 5ペ)

○一 可_レ被_レ選_二近習者_一事(略)尤可_レ被_レ扱_二其器用_一(同右 6ペ)

○(一) 徒弟院住持事)師門中不_レ扱_二器用_一、任_二臈次_一定之由有_二其聞_一(追加法大小禪刹規式條々 文和三年九月廿二日 36)

○將又社務出_二非拋吹嘘_一者、經_二奏聞_一、改_二所職_一、可_レ被_レ補_二器用_一之仁_一矣。(追加法 諸社神人等訴申喧嘩事 応安五年十一月十八日 53ペ)

○是蓋維那之職、以_レ為_二不仁_一也、於_二以後_一扱_二其器用_一之中_二可_レ用_一之由、嚴被_二仰出_一也。(東寺百合文書 長祿二年六月廿四日条 27ペ)

○(一) 三名扱用事)不_レ論_二国遠近_一、可_レ被_レ登庸_二其器用_一之仁_一(追加法 大小禪刹規式條々 文和三年九月廿二日 34ペ)
このような「器用」の用法は鎌倉時代からすでに見られたが、室町時代では一般化していたと考えられる。『貞永式目』第二七条の「器量」に対する抄物の解説のことばには、

○此式目、嫡庶不_レ可_レ入、器用仁與_レ多也。(蘆雪本御成敗式目抄 24才)

○又イカニ嫡子ナリ共、不器用ノ者ナラハ、庶子ノ器用ノ者ニ多可与也。(御成敗式目抄岩崎本 320ぺ)の如く「器用」が用いられていて、かの『二条河落書』に於いても、

○器用堪否沙汰モナク、モル、人ナキ決断所とある。

法制の文章以外からの用例を掲げる。

○太子ノ器用モナウテ任ニ不堪シテカアラウスラウトテソ。(史記抄 二62ウ5)

○一云(略)言ハ此人ハ幼少ヨリ其器用天下ノ大材ナルヘキ人ナルソ。(四河入海 二十四ノ二31ウ13)

○注臣受——儀礼ノ聘礼ノ文君ノソソンチャウソコヘユケトアルトキニ、一旦ハ辞退申スソ。其器用カナイホトニト云ソ。(毛詩抄 九5ウ8)

○敦ニ云コトハ只物テハナイ大将ニナラウ器用カアルト云タソ(蒙求抄一14才8)

○せんでいゑいらんあつて、「まことにぶようのきようたり、もつともよしきたかいへをもおこすへきものなり」とて、(土井本太平記 三十三62才)

○然間、人を召つかう事、番匠_{バンヤウ}之木をつかうがごとし。長来おバ、うつばりにし、みじかきおバ、ひじき・つかばしらにす。如此人のきやう、ぶんげんににしたがいて、心もちをして、あてがいつかふ。(三河物語 三387・9)

右に掲げた「器用」は名詞としての用法である。

○賈誼ハ洛陽少年ト云ワレタ人ソ。今ハ、サヤウノ器用ノワカキ人モ無ソ。(湯山聯句抄 82ウ8)

のような「器用十ノ十体言」形は「器量」にも見られたが、「器用」は更に用法を拡大し、形容動詞化して《その地位や役割を全うするにふさわしい、すぐれた能力を持っているさまである》の意で盛んに用いられている。

○孝子カ父ノ裘ヲソイテ初テ内裏ヘマイル時ニキヨウナ程ニ大将ヲサセラル、ソ。(毛詩抄 十四10オ14)

○アゲクニ器用ナ者ハ、後ニムホンヲ起ストテカラメテ切ラレタソ。(中興禪林風月集抄 22ウ8)

○坑表——夷中ニ器用ナ者カアレトモ天子ハトコニ器用ナ者カアルト云「御存知ナイソ。(蒙求抄 序6オ)

○上カラ召出サル、者モ無器用ナ者ヲハ官ニサヌソ。(蒙求抄 二29オ10)

○君之御ブキヤウナラバ、各々モリ立申セトノ儀成。君之御ブキヤウニテ、各々ヲ初申、我々迄モ、フノア敷事ナレ

供、(三河物語 一37・5)

これらの「器用ナ」が単なる《すぐれた能力・力量を持つてゐるさま》を表すものではないことは、『甲陽軍鑑』の次のような例からも知られる。

○分別有ルやうにて無分別なり。きやうなるやうにて、いじきたなし。(四16オ1)

「器用ナ」が「いじきたなし」の対義語として用いられている。『甲陽軍鑑』には「器用ダテ」という言葉も見られる。

○さだまりてみれんなる大将は、心せばく、いじむさけれど、きやうだてをあそばし、知行・所りやう・金錢・べい
錢を、善悪のあて事もなく人にくれ、くふうなけれ共、分別あるふりをして、殊の外ねちみやくにて、万事ねばし。

(五2ウ6)

「器用ダテ」とは、その身は「器用」でも無いのに、所領や金錢を下の者に与えたりして、「器量」があるように振る舞うことを意味している。

次に、室町時代には「器用」が「器量(2)」《その方面でのすぐれた能力・技能(を持つてゐるもの)》の意としても用いられるようになってゐる。

○郵——妙——ハ、貴方ハヨイ斧ノアテソト云心ソ。器用ノ人テ有ホトニ、是ヲラスエウソ。(山谷抄 一39オ1)

○此猿ようぎこつがらよき若き者也。心ばへもいつくしく、弓・鞠・包丁・詩歌・管弦、ひとつも欠くる事なく、器用

のましら也。(猿の草子 上41・4〜6)

この意味の「器用」も右のような名詞の用法は少なく、形容動詞化して、《その方面ですぐれた才能を發揮するさまである》の意として盛んに用いられている。

○子之——心□前ト同茂ハ茂才ノ心ソ。器用ナ人テ御座ルト云心ソ。狩ニ器用ナ人ト云心ソ。(毛詩抄 五4ウ2・3)
○さて重齋はいまだ若年にて兵法の御執心にておはしませは定而御器用にこそ候はめ(室町日記 下268ペ)

○桜本にて学文する程に、精は月日の重なるに随ひて、人に勝てはかぐし。学問世に越えて器用なり。(義経記 106・

1)

○歌・連歌・弓・包丁・笛・尺八・太鼓・鼓・音曲・走舞・文ノ物読ミ・セ、リガキナンドラシテ、十人ツレニキヨ
ウナトイハル、分ニテ、(本福寺跡書 231・9)

○淨閑又、物のきやうなる人にて、諸げいにたつし、すでにのふなどする事も、(甲陽軍鑑 一五20オ1)

○十七の冬のころ、刈田の兵衛殿のひとり姫淨瑠璃御前と申て、とし十七にならせたまふが、琴、琵琶をひき、手跡
器用にて、歌の道やさしきことをつたへ聞きたまひて、かの淨瑠璃御前を請ひとり申。(師門物語 下365・12)

さらには、「器用ニ」と連用修飾語として用いる例も稀ながらすで見られる。

○一、底ノ心偽テ、上ニハ何ヘモ、「心得ヨキ人」ト人ニ見エテ、連歌ヲシ、走舞細工ヲコキヨウニシ、(本福寺跡書 218・
9)

かくて、現代の「器用ナ」につながってゆく。

なお、宣賢『六韜秘抄』に、

○軍用トハ軍ノ器用也。講義ニハ器用ヲハ委ハ注セサルホトニ一向知ラレス、上古ノ器ナレハ今ハ知ラレヌモノトモ
也。兵器ノ凶ニ色アリ。(京大本 下1オ)

のような例がある。しかし、これは「兵器」の意の「器用」であり、宣賢の説くように中国語としての用法である。以上に見たように室町時代には「器量(1)(2)」の意味領域を「器用」が担うようになり、更にその用法を拡大しているのであるが、このような状況の中で、「器用」が「器量(3)」《容姿・風采》の意にも用いられることが起こるのは自然なことであろう。

「器量」ことから「器量骨柄」に対応しては、「器用」ことから「器用骨柄」も見られる。

○器用ことから、さるていにもえ給ひければ、げんえほうんんことのでいてをえて、(土井本太平記 二十六4才)

○こなたはきようこつがら人にすぐれてござる程に、弓をようあそばさう。(虎明本狂言 名取川 中332・17)

『太平記』の例は森田(一九七六)の指摘されたものである。『虎明本狂言』の例は、『^{大蔵}虎明本狂言集の研究』で「才能あることと人柄」と注するが、『容姿・風采』の意味とすべきである。ちなみに、「器用骨相」という語形も見られる。

○一云(略)言ハ汝ハ長程ニ学テ射ハヨカルヘキソ、射ニ器用ナソ、ナセニト云ヘハ 身ノ長モ長ノ射ヲ習学ノ器用骨相カアル程ニソ。(四河入海 一九ノ四75ウ1・2)

このような「器量」と「器用」との通用が背景にあつて、冒頭に掲げた『エソポのハブラス』の「器用」の如く、単独で『容姿・風采』の意を表すことが起こったわけである。

他の例を掲げる。

○一云(略)玉人ハ人物器用ヨキ人ヲ云ソ。(四河入海 二十二ノ一15オ2)

○顔へ顔如_ニ渥丹_ニ其君也哉_一——諸侯ニナツテモウテヌ人チヤ。赤面ナ人ソ。水ニ久クツケテライタレハウツクシウ赤イ其丹ノヤウナ人ソ。キヨウコツカラ誠ニ秦ノ君ト云テウテヌ人ソ。カウ云心ハ、衣裳ニモキヨウニモヨラヌ物チヤソ。徳ヲ治メイテハチヤソ。(毛詩抄 六30オ16〜30ウ1)

○不修儀——ハ威儀人物ヲ立テキヨウヲタシナミナントモセヌソ。質素ノホトニソ。(蒙求抄 三12ウ6)

○愉ハ三公ノ才ハアレ共打見ハ三公ノ器用ハナイソ。潭ハ打見ハ三公ニ成サウナ人ナレトモ三公ノ才カナイソ。驍ハ才望相カネタソ。(蒙求抄 七7才13)

○わごりよはきようはよし、にわうになつて、人をまいらせて、さいせんなり共とりてやらふが、其分ではなるまひか。(虎明本狂言 にわう 下59・6)

『四河入海』『毛詩抄』の例は大塚(二九九八)の指摘されたものである。『虎明本狂言』の例について、前掲書では「技能がすぐれている。仁王に変身するのが上手なことをいう」と注するが、「体格が良い」意、すなわち『容姿・風采』の意と解すべきであろう。

以上の如く、「器用」が『容姿・風采』の意にも用いられるに至っているのであるが、これは一時的な現象であつたと考えられる。「器用」は、「器量(1)(2)」の意に於いては形容動詞を派生して用法を拡大しているが、「器量(3)」の意の場合はそのような用法の拡大は見られない。一方、「器量」は「器量(3)」の意を表す語として形容動詞形も派生して独自の道を歩むことになつたと考えられる。

おわりに

「器量」と「器用」の意味変化は、類義関係にあつた二語がそれぞれの意義分担を明確化する方向に於いて捉えることができるであろう。「器量」と「器用」との通用は、両者が「器」という共通の構成要素を持つゆえに、その可能性をもとと孕んでいた。そして、意味的衝突の結果、「器量」は『容姿・風采』という『外貌』の意、「器用」は『能力・技能』の意へとそれぞれの意義を分担する方向に進んだ。室町時代に「器用」が『外貌』の意を表す例が見られるのは、この両者の意義分担が未だ明確になつていない時期に於ける一時的な口語現象であつたと見ることができよう。

注

(1) 『今昔物語』に、

○然テ此ノ清廉、山城・大和・伊賀三箇国ニ、田ヲ多ク作テ器量ノ徳人ニテ有ルニ、(五102・16)
の例がある。日本古典文学大系の注で、『今昔物語』には「器量」をイカメシと訓む例があり、この「器量」も「訓読すれば、イカメシノであろう」とされている。「器量(2)」の用例に加えるべきか。

(2) 栞(一九九六)の指摘された例であるが、

○僧都少年離家登山。弘延阿闍梨為師。常住具足房。天性聰恵。憶持無極。容顔器量。身体強力也。(大日本国法華經驗記 中 532・上14)

○右金吾小児送彼亭了、此十餘日坐此家中也、若君之容體甚器量也、向後有憑(中右記 七49下7)
の如く、「容顔」あるいは「容体」といった《外貌》を形容する述語として用いらる「器量」がある。「色葉字類抄」に「器量」を「イカメシ」と訓じられているのであつて、これらの「器量」も「イカメシ」と同義と見てよいであろう。

(3) 例えば、卷二〇から卷三二まででは、「器量」は四二例に対して、「器用」は六例に過ぎないといったありさまである。なお、「機量」という表記例もある。

○右、就機量仁、以口事、定其仁時、出難辞者、満寺一同、一年中不可同座由、依衆儀、記録如件(東大寺衆議定文 三〇155)

(4) 『曾我物語』に、

○「直垂のき様、行藤のひきあわせ、馬のり姿、手綱の取やう、十郎は、父ににたれども、器量きりょうは、はるかのおとりなり…」
(290・1)

の例がある。底本は古典文学大系本によつてゐるが、その頭注に「諸本によつて、底本(十行古活字本)の「きよう」を改む。容姿の意。」とある。しかし、後述するように、この時代には「器用」も《容姿・風采》を表し得るので、意味の面からは底本を改める必要はなかつたところである。

【参考文献】

- 大塚光信『エソポスのハブラス私注』（臨川書店 一九八三・三）
同 『コリヤードさんげろく私注』（臨川書店 一九八五・一〇）
同 『鶏肋片々』（国語国文 一九九八・三）
佐藤喜代治『日本の漢語』（角川書店 一九七九・一〇）
森田 武『天草版難語句解の研究』（清文堂出版 一九七六・三）
桑 竹民『漢語の意味変化について——「器量」を中心に——』（平成八年度鎌倉時代語研究会発表資料 一九九六・八）

【調査文献の底本】

- 鎌倉幕府法追加法は『中世法制史料集 第一巻鎌倉幕府法』、『北条実時家訓』、『竹崎季長置文』、『宗像氏事書』は『中世政治社会思想上』、『愚管抄』、『保元物語』、『寛一本平家物語』、『今昔物語』、『平治物語』、『義経記』、『曾我物語』は『日本古典文学大系』、『十訓抄』は『古典文庫』、『塵芥集』は『中世法制史料集第三巻 武家家法』、『室町殿日記』は、『京都大学国語国文学資料叢書一六』、『甲陽軍鑑』は酒井憲二氏『甲陽軍鑑大成』、『清原業忠貞永式目聞書』、『御成敗式目抄岩崎本』は『中世法制史料集別巻 御成敗式目注釈書集要』、『建武式目』および室町幕府法追加法は『中世法制史料集第二巻 室町幕府法』、『渋谷重門置文』、『朝倉英林壁書』は『中世政治社会思想上』、『本福寺跡書』、『本福寺跡書』は『日本思想大系 蓮如一向一揆』、吉川元春自筆書状は『大日本古文書家わけ第九』、『虎明本狂言』は『大藏^蔵虎明本狂言集の研究』、『猿の草子』、『伊吹童子』、『あしびぎ』、『師門物語』は新日本古典文学大系『室町物語集（上下）』による。その他は複製本あるいは紙焼写真による。

（付記） 本稿を成すにあたって、大塚光信先生より室町時代の多くの貴重な用例を御教示賜った。ここに明記して厚くお礼を申し上げます次第である。